

令和7年度

新城市有害鳥獣防除事業補助金

イノシシやシカをはじめとする野生鳥獣による農林産物被害は、市内各地域で発生しています。その対策として有害鳥獣捕獲を行っています、被害がなくなるまでには至っていません。

市では、農林産物の生産活動が安定してできるよう、電気柵等の侵入防止施設の資材購入費用の一部を補助します。より効果的な防除とするため、農業者の方が協力して電気柵等の侵入防止施設を設置するようお願いします。

補助金の交付申請をする場合は、下記によりお申し込みください。

記

1. 対象者 ①市内に住所を有する者
②市内に侵入防止施設を設置するもの
2. 対象経費 鳥獣からの被害防除を目的に設置する電気柵等の侵入防止施設の資材購入費用に限ります。ただし、同一年度中は1世帯1件の申請に限ります。

※対象外となるもの・バッテリーのみ・1万円以下の購入

3. 補助金額 補助金額は事業費の2分の1以内とし、1人あたり3万5千円を補助限度額（千円単位とし千円未満は切捨て）とします。

[例] 電気柵を5人で共同設置し、事業費（資材購入費）が211,500円の場合

①事業費の1/2 $211,500円 \times 1/2 \div 105,000円$
（千円未満は切捨て）

②5人の限度額 $35,000円 \times 5人 = 175,000円$

補助金額は①②のいずれか低い額、この場合105,000円となります。

4. 補助件数 予算には限りがあります。予算がなくなり次第、受付を終了しますので、お早めに申込みください。
5. 注意事項 補助金の交付の決定を受けてから変更する場合は事前に変更申請書等が必要です。

6. 問い合わせ先

新城市役所	農業課鳥獣害対策係	電話（0536）23-7632
鳳来総合支所	地域課地域整備係	電話（0536）22-9934
作手総合支所	地域課地域整備係	電話（0536）25-7877

有害鳥獣防除事業補助金の手続

①交付申請（本人）

余裕をもって計画的な申請手続をお願いします。

- ・ 交付申請書（様式第 1）
- ・ 事業計画書（様式第 1 - 1）…設置する土地の地番を記載すること。
※自己所有地ではない場合、利用権設定の手続き状況等をお聞きし、手続きをしていただく場合があります。
- ・ 見積書 …業者に依頼し入手すること。
- ・ 見取図 …地図を貼付するなど、分かりやすくすること。
- ・ 誓約書（様式 1 - 2） …補助金を活用するため、必ず提出していただきます。
- ・ 委任状（様式 1 - 3） …共同設置する場合は添付すること。

②交付決定通知（市）

申請書の提出から 1 週間程かかります。

- ・ 交付決定通知書

※必ず交付決定通知後に購入、設置してください。

③補助事業実績報告（本人）

完了から 20 日以内に提出してください。

※1月31日までに設置を終えてください。

- ・ 補助事業実績報告書（様式第 7）
- ・ 事業実績書（様式第 7 - 1）
- ・ 納品書 ※納品日と購入した資機材の内訳がわかるもの。 …写し可
- ・ 領収書 ※レシートは不可。領収書の発行されない掛け売りも避けてください。 …写し可
- ・ 完了写真 ※チェッカーについては別に写真を添付してください。 …4 枚程度

④交付確定通知（市）

現地調査等を行い、適当と認められた場合に通知します。

- ・ 交付確定通知書

⑤請求（本人）

交付確定通知書を受領後、請求してください。

- ・ 請求書（様式第 9）

⑥補助金交付（市）

手続の都合上、振込までに日数を要する場合があります。

⇒手続完了(設置)後も適正に維持管理し、

鳥獣被害防止に有効活用してください。